

議案第 9 号

葛飾区自動交付機カードの利用に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月 17 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

自動交付機カードを廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区自動交付機カードの利用に関する条例を廃止する条例

葛飾区自動交付機カードの利用に関する条例（平成21年葛飾区条例第41号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 7 月 1 日から施行する。

(葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

2 葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成22年葛飾区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。